

留学・研究計画書

氏 名 宮本 万里	留学機関名 ブータン研究センター (Centre for Bhutan Studies)
留学先国名 ブータン	留学期間 西暦 2004 年 10 月 ~ 2005 年 10 月
研究テーマ (留学目的) ブータンの自然保護地域における村落の社会変容と環境保全活動：森をめぐる文化と政治	
研究テーマ (留学目的) の説明	
<p>ブータンは環境保全を国是とする国である。生物多様性ホットスポットの指定を受ける亜熱帯地域があり、国土の 26% を自然保護区に指定する。政府は環境保全政策のアピールによって、国際社会でも「名誉ある地位」を与えられ、多額の国際援助を獲得してきた。しかし他方で、実際の環境保全活動がどのように行われているかなど、実態はよく知られていない。ここではブータンの自然保護地域にある個々の村に注目し、具体的な事例から、保全活動の実態と、それをめぐる人々の相互交渉の過程を明らかにしていきたい。</p> <p>調査では 3 つの自然保護地域を取り上げる。ひとつはブムタン県でオグロゾルの保護を掲げるホブジカ自然保護区である。この地域は王立自然保護協会 (RSPN) と呼ばれる国内 NGO により、地域の住民を巻き込んだ統合的な環境保全活動が実施されている。2 つめはブムタン県とモンガル県をまたぐトゥムシンラ国立公園である。この公園は寒冷地域から亜熱帯地域までの多様な生態環境を有しており、多様な動植物の生息地である。公園内では森林局によって保護活動が推進されており、WWF などの国際環境 NGO の援助もあって、公園内の農村地域に対して環境教育の実施や様々な生活改善策が行われている。3 つめはパロ県とハ県にまたがるジグメ・ドルジ国立公園である。この公園は同じく森林局の管轄であるが、ブータン国内では最も早くから保護地域に指定されており、エコ・ツーリズムの試験地域としての役割を担う。</p> <p>政府の環境政策の結果、村で暮らす人々の生活の場としての環境は「保護」される対象となり、村の生活世界にはこれまでにない様々な規制が入るようになった。特に大規模な自然保護区の設定と森林利用の規制は、人々の生活を森から切り離し、森を「聖域」として隔離してきた。政府は、これらの保護区の人々に材木に代替する屋根用のトタンや「環境に優しい」太陽電池や水力発電、橋や家畜などを供給することで、失われた森の恵みを補い、逆に彼らの生活が改善されるような取り組みをしている。これらの保護地域における実際の保護活動は、政府、森林局、実際の公園管理者、国内 NGO と国際 NGO、地方分権化政策によって設立された地区開発委員会、そして村人という多様な行為主体の相互の交渉によって進められている。そこで対立する様々な利害の調整過程の中でブータンの環境保全は進められる。保護区の村落に暮らす人々は、政府や NGO が推進する環境保全政策を単に引き受け、自然から排除されるだけの存在ではない。本研究では、村人が個々の利害に基づき様々な抵抗し、「環境保全」を彼らの生活を良くするものとして再定義していく交渉の過程を明らかにしたい。</p>	

成果報告書

記入日 2006年 1月 7日

氏名	宮本 万里	留学先国名	ブータン王国	所属機関	ブータン研究センター
研究テーマ：ブータンの自然保護地域における村落の社会変容と環境保全活動：森をめぐる文化と政治					
留学期間：2004年 11月～ 2005年 11月					
<p>本研究は文献資料研究と聞き取り調査によって構成されるが、ブータン国内に一年間滞在できるという利点を最大限に活用するため、特に農村地域でのインタビューと参与観察に重点をおいた。</p> <p>本研究では、ブータン国内に9つある自然保護区のうち、3つの自然国立公園と1つの自然保護区域を対象として調査を行った。ブータン入国後1ヶ月間は主に所属研究所の研究者と交流し、研究の方向性と具体的な調査計画について話し合い、調査の下準備をすることに費やした。2004年11月からの1年間で、具体的には、ジグメ・センゲ・ワンチュック国立公園にて約3ヶ月、トゥムシンラ国立公園にて2ヶ月半、ジグメ・ドルジ国立公園にて1ヵ月、ポブジカ自然保護区にて1ヵ月半の村落調査を行うことができた。</p> <p>なかでもジグメ・センゲ・ワンチュック国立公園は、重点保護地域に入る村落が他の国立公園に比較して非常に遠隔にあり、調査が困難であるとの指摘を受けていたため、当初研究予定地域に含めていなかったが、ブータン入国後、研究所職員および森林局との話し合いの結果、調査が認められた。その他の期間は主に首都ティンブーにおいて資料・情報収集および分析に努めた。</p> <p>この最終報告書では、それらの調査から得られたデータをもとに明らかとなったブータンの村落の社会的特徴、土地利用の慣習、儀礼行為や伝承をふまえ、自然保護政策がそれらの社会慣習や環境にもたらした影響と、村人と国立公園や環境 NGO などの環境保全の主体との関係性を通してブータンの村落社会における環境保全の今日的状況を明らかにし、今後の研究に向けての課題と展望を明らかにしたい。</p>					
<p>1. ブータンの村落社会における生活慣習と自然環境利用</p> <p>a. 土地利用：</p> <p>ブータン国民の80%以上が、水田・焼畑耕作や牧畜を生業としており、自給自足を基本とした社会となっている。ブータンの土地利用の歴史的な変遷をたどることは利用可能な文献資料が制限されているため難しいが、村人の話によれば（少なくとも私の訪れた地域では）、水田耕作と畑作および移動型の焼畑耕作によって生計を立て、日々の食料を得ていた。ブータン政府の報告によれば焼畑の習慣は南部の地域を中心に行われてきた習慣とされている。しかしながら、インタビューの中からも、西ブータンや中央ブータンに居住する村人がツェリ(Their)と呼ばれる焼畑用の耕作地を所有していたケースは決してまれではないことが明らかであり、実際のところ焼畑は全国各地に広範に広がる習慣であったといえる。他方で、水田は適地を選び、耕作可能な土地は土地面積に対して非常に少ない。それに加えて、ブータンの人々は古くから季節移動を習慣としてきた。これは、夏と冬の寒暖差の影響を、寒冷気候の高地と温暖気候の低地を移動することによって小さくしようとするものである。そのため、牛やヤクの飼育を生業とする者たちは、夏と冬の各居住地でそれぞれに放牧地を持つことになる。放牧地は60年代に行われた土地の国有化以降、多くが国家あるいは各地の大僧院に属しており、ほとんどの人々は牧草の利用だけを許された「利用権」のみを有する。従って、その地での開墾および樹木の伐採は厳しく制限されている。ブータンではこれまで、放牧地を柵で囲い込み、牧草を育てて牛の飼育をするという形の「牧畜」および「酪農」は行われてこなかった。しかし、近年は社会・経済状況の変化から、定着型の牧畜・酪農を望む者も出始めており、コミュニティ内部での放牧地の分割・囲い込みも行われている。それに伴い、放牧地に対する個人の「所有権」を望む声も高まっている。</p>					

b. 森林資源の利用：

ブータンでは現在まで、建物、家具、農機具、諸道具、生活燃料といった生活に関わるすべての側面で森林資源に依存している。少数の都市部を除く多くの地域では、家屋は未だに石と土と木によって作られる。調理用の鍋などは殆どの場合アルミ製の輸入品が使われるが、その他は米櫃や衣装箱の類にいたるまで、木材やあるいは竹材で作られているものがほとんどである。そして生活燃料は薪に依存する。料理用としてプロパンガスの利用も始まっているが、農村では限られる。ブータン政府は、60年代から森林の自由な利用を厳しく制限し始め、70年代からは全ての森林を国有化する措置をとった。政府は森林法において、家屋の建築の際には3年前、一年分の薪用には1年から2ヶ月前に利用申請を行い(許可申請に要する時間は地域の事情によって異なる)、森林局から許可を受ける必要があることを明記している。これは人々に森林の計画的な利用を促すもので、政府の統制の下、この試みは概ね成功しているといえるだろう。他方で緊急的な利用に際しては、融通がなく、村人の生活に大きな不便をもたらしている。

c. 共有林と共有放牧地：

家畜を多く所有する村々では、牛小屋の敷き藁に使うための松の葉を集めることを目的として、一定の杉林(ソクシン)がみられることがある。これは、各世帯に属するものとコミュニティに属するものがあり、特に後者の場合には様々な利用規則が村人間で共有されている。ブータンではソクシンとして管理されることによって森林伐採を免れている森が各地にみられる。また、牛やヤクを多く飼育する地域では、村で共有の放牧地を持つ場合も多い。土地利用の項でも述べたが、放牧地として登録された土地は、基本的に下草を利用することのみが許され、土地の開墾や樹木の伐採は禁じられている。また、就学児童の増加や大家族システムの解体という社会環境の変化によって、定着牧畜への要求が高まる傾向があり、それに伴い、共有地とされてきた村々の放牧地が個々の世帯へ分割・囲い込みされる状況もある。共有地利用の暗黙のルールは、移動牧畜と定着牧畜の2つのパターンが共存する近年の状況の中で、もはや効力を失いつつあり、村落社会の住民間に様々な軋轢をもたらし始めている。

d. 自然神崇拝：

村落では自然神を崇拝するアニミズム的な信仰も多い。これらの神々は多くの場合、畏怖の対象となっており、それらの神々が棲む森や林は村人達自らが入域を規制し、森林伐採や利用を禁じている。そのような信仰のために手つかずに守られている森が、村落の周辺では多く見られる。それらの神々は、禁忌を犯した者に災いをもたらすとされ、流行病や雹による不作、あるいは家畜の大量死などの背景には、ほとんど例外なく「(土地の)神の怒り」を原因とする語りが伴う。これらの土地では、神々に対する畏怖ともたらされる災いに対する恐れが、森や木々を守る大きな要素となっている。他には、崖や岩場に多い聖地や聖跡に対する信仰がある。それらの土地は、多くの場合、徳の高い仏教僧が瞑想を行った場所である。特に中央ブータン以東には、ブータンに仏教を広めた伝説の高僧、グル・パドマサンバヴァの瞑想場所や訪問場所とされる聖跡が圧倒的に多く、また訪れる人も少ないまま、自然のままにあるのも特徴である。西ブータンにある多くの聖跡には古くから僧院や仏塔などが建立され、国民的な巡礼地として整備されているのに比して対照的であるといえよう。さらに、山の頂上や峠に神が宿るとする信仰がある。人々は山越えの際に必ず経文が書かれた旗や酒、あるいは枝などを備え、旅の無事を峠の神に祈願する。また、これらの山の神々は天候を左右する力を持つと信じられており、豊作祈願の対象ともなる。多くの村々では年に一度、豊作祈願祭が執り行われ、村人の寄進で仏教僧や山の神を守護神として持つ呪術師が招かれ、祈祷が行われる。水場に関する具体的な信仰をみることは少ないが、湖や池は神秘的なものとして連想され、容易に近づくことのできない場所というイメージと重なる。これらの自然神崇拝や呪術信仰は仏教以前に伝わっていたボン教の流れを汲むものであるといえるだろう。呪術的要素は、古派とも呼ばれ、ボン教の影響を色濃く残すといわれるチベット仏教の「ニンマ派」(ちなみにブータンの国教とされるのは「カギュ派」の分派である「ドゥルック派」であり、西ブータンに多い)を信仰する者の多い中央ブータンから東ブータンに顕著であるといわれている。また、これらの地域では、チベット系の人々が入る前からのブータンの「土着民」とされる、「モンパ」と呼ばれる人々の居住地が点在しており、彼らの社会ではポーヤパモ、あるいはジョモと呼ばれる一種の霊媒師が強く信仰されている。他方で、ブータン国内に無数に走り谷を形成する川は身近なものである。人々は、川は清らかなものであり汚物によって汚してはならないとする。そしてそこに住まう魚は仏や高僧の生まれ変わりであり、魚を食べないことが仏教的によいとされる語りもしばしば聞かれる。これらの信仰は仏教信仰が深く浸透し、かつカギュ派の影響の強い地域で多く聞かれるように思う。

e. 「生物に対する哀れみ」について：

ブータンにおいて牛肉や豚肉が日常生活及び儀礼の場において不可欠である一方で、生き物を自ら殺して食べることは仏教的に大きな罪であると認識している。そのため、乳を出す牛と異なり、殺して食べることを目的とする豚を飼うことを罪と考え、その習慣を十数年前に止めたとする村も多い。その際、徳の高い僧が村へやってきて説法をし、豚を飼う習慣を放棄させたとする語りがしばしば村人から聞かれる。他方でジョップなどの蔑称で呼ばれ、比較的水田耕作等に依存せず家畜や狩猟採集に依存してきた人々によって形成される村では、依然として豚を飼っている人々が多い。また、土地神への様々な儀礼の中で、羊や豚肉を供物として捧げる習慣を維持する村も少なくないが、外部の者に対してはそれらの習慣を公表したがる者も多い。そこには、「恥ずべき野蛮な習慣」という外部主流社会の人々(主に西ブータンの人々)の視線を自らの内に内在化した様子が見て取れる。また、村々では傷ついた野生動物を保護する村人の姿がしばしばみられ、村人たちが小さな弱い生き物に対して優しい感情をいだいていることが感じられた。他方で、家畜や人に危害を与える豹や虎や熊などの大動物、あるいは凶暴な山犬に対しては、恐怖心と同時を抱いている。ある村では、村人が鶏を襲った豹を捕捉・監禁し、飢え死にさせようとした例もみられ、強い大動物に対しては「憐れみ」の余地はあまりないようである。

2. 自然国立公園および環境 NGO の諸プロジェクトと村人の生活

a. ICDP の概要：

国立公園下の主要な村では、公園スタッフや国内 NGO によって ICDP といわれるプロジェクトが導入されている。これは **Integrated Conservation and Development Program** の略で環境保全と開発を統合的に実施しようとする目的で行われており、外国政府や WWF などの国際環境 NGO の資金援助によって実施されている。これまでのところ、このプロジェクトを通して、松明に変わる照明機器としての太陽光発電キットの導入、木片屋根に替わるトタン屋根の供給、コミュニティスクールの防護柵の建設、牧畜に依存する農村への生産性の高い交配用の雄牛の供給、そしてエコ・ツーリズム計画の導入といった形で現れている。これらのプロジェクトでは基本的に、援助団体主体で実施される社会・経済調査をもとに村落の生業とその特徴を明らかにし、いくつかの選択肢のなかから各村落にとって経済効果が高く、かつ環境保全に最も効果的と思われる村落開発プロジェクトが選択され、実施される。または、公園職員と村人との話し合いによって、村人が最も必要とする開発援助を行うという形で実施される。今回の調査では国立公園及び NGO の活動としてこの ICDP に注目した。

b. 国立公園における ICDP の位置づけ：

現在、ICDP による開発援助は、自然保護地域下の村落住民に「環境保全」の概念と目的を理解させ、それに対する協力を引き出すための最も有効的な「道具」として各国立公園で広く導入されている。自然保護地域下の村落は多くの場合、遠隔地であるために開発の遅れた地域が多く、村人はどんな小さな開発援助も喉から手が出るほどほしいというのが現状だ。実際のところ、村人が最も欲するのは村と国道を繋ぐための自動車道路、上水道設備、電気などの社会基盤の整備である。特に農業トラクターが通行可能な農道を整備し国道と接続する工事は、換金作物栽培の可能性を広げることもあり、ブータン全国の多くの村落から要望があるとを絶たない。現在までに共用水栓の設置による(個人の家には引かれていないわけではない)上水道設備はほとんどの村で整備されてきたとあってよいが、電力の供給にはまだ時間を要するだろう。高地寒冷地域に関しては、県庁所在地であってさえ、電力の供給は未だに達成されていないのが現状だ。それらの地域ではオイル式の発電機器や小規模な水力発電などでなんとか賄っているが、オイルの入手もままならないのであまり有効とはいえない。自然国立公園や環境 NGO は、これまで上水道の整備などには協力してきていたが、ここでとりあげる ICDP では、基本的に村落の個別世帯や学校や保健所などに対する小規模なファシリティの供給が主目的とされている。そして、その開発援助は「環境保全」という名目に寄り添うものでなければならないのだ。また、これまでのところ各プロジェクトは基本的に各ドナーの要望で実施された社会・経済調査を基に計画されており、実際のプロジェクトはこれらのドナーの意向が強く反映されている点も忘れてはならないだろう。

c. ICDP の意思決定プロセス：

ICDP は近年ではまずドナーが資金提供した村落調査によって幾つかの実施可能なプランが作成され、公園スタッフと村人との話し合いによってそこから選択・決定される。他方で、古くから公園の管理活動が行われ、様々なプロジェクトが導入されてきたジグメ・ドルジ国立公園などの村落では、国際 NGO によるパイロット調査のために試験的に直接導入されてきたところもある。今回の調査では私は公園スタッフと村人との話し合いの場に何度も参与観察を試みてきた。各公園管理局には ICDP と環境教育(Environmental Education)を担当する専門スタッフがそれぞれ 1 名ずついる。その他に、公園内のそれぞれの割り当てられたエリアの

森林の管理を行い、村人に最も近い位置で働く地域担当スタッフが1・2名いる。それぞれの村落でICDPに関する会合を行う際には、ICDPスタッフに地域担当スタッフが同行し、村の代表者を通じて各世帯の世帯主に召集をかけ、村の共同施設（学校や広場）に集合させる。その上で、地域担当スタッフを通して他のスタッフや村長が互いに紹介され、会合は始められる。熟練したICDPのスタッフは、水資源の確保や防災上（土砂崩れ防止など）の観点、あるいは水力発電に依存する国の経済と村人の暮らしを結びつけ、水資源を確保するための森林の保全が人々の経済状況の向上につながるという観点から人々の理解と協力を引き出そうと試みる。特に公園下にあるために生活に制約を強いられる人々にとって、ICDPを通じた開発援助は、公園に協力するための対価であるといえる。

d. 公園スタッフからみたプロジェクト：

公園スタッフへのインタビューの中では、公園管理の手法、村人との接し方などについての疑問や悩みがすけてみえ、まだ様々な試行錯誤が行われている段階であることがわかる。公園開設当初、管理のスキルや社会調査も不十分ななかで、公園は経験ある国際環境NGOの提案に従う形で管理と村落への援助を導入してきた。しかしながら、公園のプロジェクトやスタッフの成熟につれて、スタッフの幾人かは、それらの「外来」の手法がブータンの実際の暮らしに相応しいか否か、ということに疑問をもち始めている。特に高等教育を受けたスタッフやパークマネージャーの中には、プロジェクトや手法における「ブータンらしさ」や独自性を求める声も多い。しかし、村落社会との実際の係わり合いの中では、既存のプロジェクトの導入・実施に手一杯であるように見受けられる。

e. 国立公園と村人の衝突：

現実的にみて、ブータン社会において、政府と民衆の対立が明らかになることはまれである。それは、ブータンにおいて王権と政府が絶対的な権力として存在し続けており、国民が現在まで政府や王族に「施し」（ブータンではキドゥ（Kidu）と呼ばれる）を受けるという構図に位置づけられてきた点、それに伴いブータンの国民が「近代的市民」といえるような属性あるいは権利を持つにいたっていない点、などに起因しているように思われる。しかし、そのような社会状況の中でも、実際の村人の生活をつぶさに観察する中で、普段の生活実践の中に潜む、無意識的あるいは意識的な小さな意思表示（抵抗）の軌跡をみることはできる。ここではいくつかのテーマを取り上げ、変容する制度や環境の中で人々がいかに自分達の生活を維持しようとしているか、そこにみられる様々な創意をみつめてみたい。

その1：森林資源の利用について

国立公園に関わらず、ブータン全国では一律の森林法が導入されている。そこでは、薪燃料として利用するため、国民は1年に大木1本～3本程度の伐採と利用を認められている。その際も、人々は手続き料として森林局にいくばくかの現金を納めなくてはならない。しかし、枯れ木の採取・利用については特に規制がないため、人々は申請が必要とされる木々をも枯れ木と偽って採取している情景がままた見受けられる。また、生木を「枯れ木」とするため、木の幹の表皮を30-40cmほどの幅でドーナツ状に剥がし、縦方向の水の通り道を完全に切断することによって、「自然死」するのを待つ、という手法も密かに取られている。この手法に関して森林官が犯人を特定することは難しく、指を銜えてみている状況だ。

その2：焼畑の禁止について

現在の森林法によれば、木が直径15cmを越えて成長した場合、焼畑のための伐採は認められない。私が調査を行ったトンサ県のコルフ地区では、村人は本来は10年から12年の休耕期を5年ほどに短縮することで、樹木の生長を15cm以下に留め、焼畑を継続しようとしている。土地の地味は落ちても、政府にその森を奪い取られることを防ぎたいとする村人の苦肉の策である。それにより、森林官の監視を横目に、村人は焼畑を継続的に行っている。

その3：移動牧畜(移牧)の制限について

ブータン国内で見られる近年の環境保全理論の中では、ブータン人の「伝統的な生活形態」として知られてきた「季節移動・移住」の習慣が、自然環境に甚大な悪影響を与えているとする指摘が多い。村人が家畜を移動させる際に、そのルート上にある森林や草原地帯に大きな環境被害を与えているというのだ。そのため公園側は現在、人々に定着型の牧畜を推進しており、比較的小柄で移動に適した土着の牛に対して、生産性の高い外来種の雄牛の交配を試みるプロジェクトが進行中である。外来牛は身体が大きく移動に適さず、

その代わり乳の量が多いため、頭数自体も減らすことができると考えられている。これについては、農業省の家畜局でも、不要な牛（乳の出なくなった牝牛、子牛、老牛など）を処分し、必要最小限の牛のみを選抜して育成することを推奨しており、両方の部局の目的に合う政策となっている。他方で、村人は老牛なども寿命の尽きるまで共に暮らし、事故死や自然死すれば、その肉を食用として用いるため、「不必要な牛」という考え方を特に持たない。それらの土着の牛たちに対する愛着を吐露する農夫も多く、この政策は、村人たちに大きな抵抗と不安感を持って迎えられている。他方で、村人の中でも、「試験農場」用の土地や交配用の牛を独占的に利用することに利益を見出し、早い段階から積極的に政府に協力する者も出始めている。公園スタッフはそのような積極的な協力者にプロジェクトを委託しがちであるが、そのようなやり方は、後にそのプロジェクトが成功した際に村人の間に利益の分配をめぐる様々な衝突を引き起こす可能性が大きい。

その4：野生生物の保護について

国立公園下に入る村の多くは都市から離れていることもあり、山深い地域が多い。トゥムシンラ国立公園地域にあるブータン県の山村では、熊による作物・家畜の被害が絶えず、日常生活にも大きな支障をきたしている。また、近年は全国的に豹による家畜の被害が増加しており、各地で多くの事例が報告されている。しかしながら、これらのヒマラヤ熊や豹は希少動物や絶滅危機種に指定されており、特に厳しく狩猟が禁じられている。そのため、村人は、公園の管理官に秘密で害獣を捕獲し処分してしまうことも稀ではない。現在、米国の篤志家により、自然保護局を通して、絶滅危機動物による家畜被害者に対する賠償制度が実施されている。当初、国立公園下の村落で、しかも虎による被害のみを対象としていたが、村人にとっては相手が虎であろうが豹であろうが変わりがないため、要望に応じて少しずつその対象動物の範囲が広められていった結果、現在では、資金的に立ち行かなくなっているのが現状である。現在では残された数少ない賠償金の枠をめぐる、公園スタッフと農民の間の攻防が続いている。村人は野犬による被害を熊や豹による被害と偽り、様々な証拠を捏造して公園側を説得しようと試みはじめており、公園スタッフはそれらの偽装を見破るべく、自己研鑽の日々を送っている。

3. まとめ

ブータン政府は「自然環境を守り育てる」という姿勢はブータン国民が共通して持つ心性であるとして、国際社会に向けて「環境保全」をブータンの国民文化であるかのようにして表象してきた。そしてその心性は大乗仏教思想に基く文化・慣習と、ブータンの国土の70%近くが森林に覆われているという事実によって裏付けられるとされてきた。他方で、国民統合の一環として導入されてきた文化保護政策をみると、そこで描かれる「真正なブータン文化」の主な担い手は、ブータンの西部の中部温暖地帯に居住するチベット起源の人々であった。その生活文化は、夏と冬で居住地を換える季節移動の習慣であり、水田耕作と牧畜の両翼によって成り立つ折衷型の農耕牧畜生活である。しかしながら、これまでの政策やプロジェクトをみる限り、ブータンの自然環境保全は、実際には、そこに暮らす人々の生活様式に根本的な転換を迫る結果となっている。その第一の原因は、公園スタッフの幾人かが自覚するように、いわゆる「外来」のグローバルな思想と技術に基づくプロジェクトが無造作に導入されていることにあるだろう。今回の調査では、それらの大文字の「環境保護プロジェクト」の導入過程と、そこにある村人と政府あるいは公園スタッフの間の認識の違いや、村人による日々の小さな抵抗と生存戦略の一端を垣間見ることができた。それらの事例を生活環境主義的な立場から村人の立場に立って捉えなおし、国家や地域が描く「環境保全」とどのように関わろうとしているのかを考えていくことは今後の課題である。

今回の調査においてブータンの実際の村落社会で、人々が環境をどのように捉え、何を大切にしているのか、その生活実践と彼等の知恵の一端を見ることができたことは、ブータン社会を理解するためのかけがえのない貴重な経験となりました。ここに、その貴重な機会を与えてくださり、研究活動の遂行に惜しめない協力をいただいた松下国際財団の皆様と、多くの困難にも関わらず常に私の調査を支援し、様々な許可の取得に奔走して下さったブータン研究所の研究スタッフに対し、心から感謝したいと思います。